

令和5年度 中山間ふるさと・水と土保全対策事業 リーダー育成研修会

連絡事項



令和6年2月20日（火）

鹿児島県土地改良事業団体連合会
(鹿児島県水土里サークル活動支援協議会)

目次

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止
について
2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る
安全管理の徹底について

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

令和5年10月13日に農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払室長より「多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止」に係る事務連絡が発出されました。

【背景】

事務受託者による証拠書類の改ざんを伴う交付金の私的流用が長期間に渡り行われていたという不適切な事案が発生。

【不適切事案の主な要因】

- ①長年1人で金銭出納を担当し、通帳・印鑑も1人で管理していた。
- ②事務受託先において担当者以外の者のチェックが実施されていなかった。
- ③事務受託者に会計事務を任せきりで活動組織の監査等で通帳や領収書等の原本のチェックが不十分であった。

★会計事務を取り扱う組織として「内部統制」が機能していない状態であったことが判明しており、本来、組織内の「内部統制」が有効に機能していれば、発生を防ぐことができた事案である。

1

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

【自主点検の実施】

こうした事案を受けて、活動組織が行う会計事務において「内部統制」が機能しているか確認するため、全ての活動組織を対象に自主点検を実施。（令和5年6月）
その結果、組織運営の基本的な事項が十分に徹底されていない実態が確認された。

【自主点検でのチェック内容(参考)】

- 会計事務を活動組織内（直営）で実施している組織向け（537組織）
 - 会計事務を外部委託して実施している組織向け（53組織）
その内、委託先が土地改良区の場合が45組織
- I. 通帳、印鑑は別々の者が別々の場所に保管しているか。
 - II. 会計事務（金銭の出納）は複数人で確認する体制となっているか。
 - III. 会計の監査は最低年に一度は領収書、振込受領書、通帳等の確認も含め確実にしているか。
 - IV. 会計の監査では、金銭出納簿の内容を通帳、証拠書類の原本で確認しているか。
 - V. 会計報告では、収支総額の他、費目ごとの分類やその内容の詳細などが分かる形式において、毎年、総会等で構成員に周知しているか。

2

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

【自主点検の集計(鹿児島県)】

- I. 通帳、印鑑は別々の者が別々の場所に保管しているか。
- ・やっている (258組織+47組織=305組織)
 - ・現状はやっていないが今後速やかにやる (247組織+5組織=252組織)
 - ・その他 (32組織+1組織=33組織)
- II. 会計事務(金銭の出納)は複数人で確認する体制となっているか。
- ・やっている (467組織+53組織=520組織)
 - ・現状はやっていないが今後速やかにやる (52組織+0組織=52組織)
 - ・その他 (18組織+0組織=18組織)
- III. 会計の監査は最低年に一度は領収書、振込受領書、通帳等の確認も含め確実にしているか。
- ・やっている (528組織+53組織=581組織)
 - ・現状はやっていないが今後速やかにやる (4組織+0組織=4組織)
 - ・その他 (5組織+0組織=5組織)

3

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

【自主点検の集計(鹿児島県)】

- IV. 会計の監査では、金銭出納簿の内容を通帳、証拠書類の原本で確認しているか。
- ・やっている (530組織+53組織=583組織)
 - ・現状はやっていないが今後速やかにやる (2組織+0組織=2組織)
 - ・その他 (5組織+0組織=5組織)
- V. 会計報告では、収支総額その他、費目ごとの分類やその内容の詳細などが分かる形式において、毎年、総会等で構成員に周知しているか。
- ・やっている (519組織+53組織=572組織)
 - ・現状はやっていないが今後速やかにやる (11組織+0組織=11組織)
 - ・その他 (6組織+0組織=6組織)

【結果(鹿児島県)】

- ・通帳と印鑑が別々に保管されていない組織が全体の約48%の**285組織**
- ・会計監査を実施していない組織が**9組織**
- ・会計報告を構成員に周知していない組織が**17組織**

4

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

今後、活動組織等における「内部統制」を確立し、不適切な事案の発生を未然に防止するため、下記事項について、会議、研修及び検査等のあらゆる機会を通じ活動組織への指導の徹底を図るとともに、「円滑な組織運営のためのポイント（※P6参照）」を活用して、改めて組織運営の重要性の周知を図るよう指導があった。

1. 通帳、印鑑は別々の者が別々の場所に保管すること。
2. 会計事務(金銭の出納)は複数人で確認する体制とすること。
3. 会計の監査(領収書、振込受領書、通帳等の確認)を年1回以上適切に実施すること。
4. 会計の監査で金銭出納簿の内容を通帳、証拠書類の原本で確認すること。
5. 総会等で毎年、収支総額その他、費目ごとの分類やその内容の詳細などが分かる形式で、構成員に会計報告を行うこと。

※上記1については、原則行うべき運用であるが、活動組織の特別な事情により実施することが極めて困難で、仮に行った場合は著しく効率性が損なわれ活動自体の実施が困難な状況となる場合については、2～5の体制・頻度等を強化(例えば引出しの状況を確認する体制の強化や確認する頻度の増加等)し、1と同様な効果を得られる運用を検討すること。

1. 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

(参考)「円滑な組織運営のためのポイント」抜粋

別添2

高めよう 地域協働の力! 改訂版

多面的機能支払交付金

円滑な組織運営のためのポイント

～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

- 1 構成員の合意形成をしっかりと行う
- 2 役員が行う事務はお互いに確認し合う
- 3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう!

令和5年10月
農林水産省
農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

〇〇農〇部〇課 市町村〇課等

1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1)活動組織での合意形成(総会等)

総会等で話し合い、総会等の結果、日時等を決めます。
→役員は総会前にはから集約の資料を作成を行います。
議決内容が総会等の開催を事前に書面でお知らせします。
→出席者からは承認状をもらいます。
→議決後に総会が実施される場合は、年度内の必要決定を行います。

総会等を開催します(毎年度1回以上)

→毎年度の定例会
→毎年度の定例総会
→収支決算
→その他活動の運営に関する重要な事項

総会等で決まったことなどを総会記録(メモ)にもとめます。
→目的、出席者、議案、決定事項、など

議決事項は実行計画とともに書面で各集落委員及び協定関係者に配布・送付し、随時にお知らせします。
→欠席者にも必ずお知らせしましょう。

活動に対する理解が深まり、目的を達成するために

もし合意形成が不十分だったら...

→不適切な取引
→不適切な会計
→不適切な報告

2 役員が行う事務はお互いに確認し合しましょう

活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。

→工事発注を行う組織は業者の選定方法を事前に定め、それを守って対応しましょう。
→毎年度の決算では、監査役による監査を確実にに行いましょう。

こんなことを...
→集落や広域組織の承認、総会、役員会の承認、協定、協定からの承認の受領
→集落の承認交付金の取付、承認状の取付

このしおりを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう!

役員が行う事務をお互いに確認することにより、適切な運営が可能になります。

→不適切な取引
→不適切な会計
→不適切な報告

※データが必要な場合は下記にお問い合わせください。
鹿児島県水土里サークル活動支援協議会(水土里ネット鹿児島総務部地域支援課)
TEL:099-223-6116

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

令和5年9月15日に農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払室長より「多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底」に係る事務連絡が発出されましたが、令和6年1月29日に九州農政局で開催された「担当者会議」の中でも「安全管理の徹底」について説明がありました。

【令和5年度に発生した事故の状況(全国)】

1. 12月末時点で**158件**の報告あり、前年度より**21件の増加**。
2. 活動中の**死亡事故が6件**（うち活動に起因するものは**3件**）発生。
3. 死亡事故の発生要因は「**単独作業**」、「**農業用機械の適切な安全管理が図られていなかったこと**」など
4. **全体の約8割にあたる118件が草刈り作業中**。
5. 草刈り作業の場所は、**おおよそ半数は「水路」**で発生。事故要因は「**転倒・転落**」や「**草刈機等への接触**」、「**飛び石**」によるものが多い。
6. 次いで、「**熱中症**」や「**蜂刺され**」による被災が多い。
7. 今年度は猛暑の影響により、**9月中旬にも熱中症による事故報告があった**。

7

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

【安全な共同活動に向けた今後の対応】

1. 共同活動を行う際の参考として「**共同活動の安全のしおり**」を使って活動状況を確認するように周知。
2. 作業は必ず**複数名**で行う。
3. トラクターなどの農用用機械を運転する際には、**シートベルトの着用など安全対策**が徹底されるように指導。
4. 参加者の**当日の健康状態を確認**し、体調不良の場合は作業を控えるように指導。
5. 草刈機等の接触による事故が多発していることから、**作業員同士の間隔を確保**し、接触事故を防止させる。
6. 水路法面などの足場が不安定な場所では、**スパイク付きの長靴を履く**などして事故防止に努める。
7. 休日等の共同活動中の事故が発生した場合に備え、**関係機関同士で緊急時の連絡体制を確保**するように努め、もし事故が発生した場合は、事案を把握後、直ちに本省まで事故概要を電話連絡すること。（市町村、県）

8

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

【令和5年度共同作業中の事故発生状況(鹿児島県)】

令和5年度 共同活動中の事故発生状況(令和6年1月12日時点)

番号	事故発生年月日	市町村名	対象施設	性別	年齢	事故内容
1	5月28日		水路	男	69	・川からの取水口付近の泥上げ作業中に、作業のため起こしていた水路のコンクリート蓋が右足の親指の上に倒れてきて骨折
2	7月29日		水路	女	67	・水路の泥上げのため堰の板を外していた際、バランスを崩し頭から落下。高さが4m程あったが、水かさが50cm程あったため軽症。頭を縫う怪我及び背中への打撲
3	11月7日		農道	—	—	・農道に覆い被さっていた木々等を、重機(バックホー)を使用して伐開を行っていた際、誤って支柱電柱のワイヤーにアームを引っ掛け、支柱電柱を倒壊させた。
4	1月6日		水路	男	76	・水路法面の草刈り作業中に足を滑らして高さ約1mの水路内へ転落し、頭部の打撲

- ・令和4年度は10件、令和6年度は1月12日時点で4件と減少している。

9

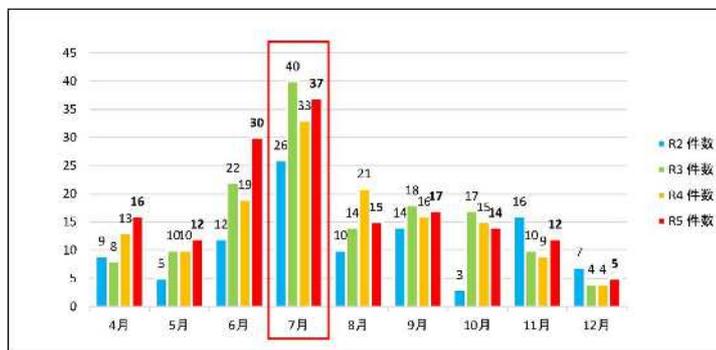
2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

【共同作業中に発生した事故の概要(全国)】 ※局担当者会議資料抜粋

月別の事故発生件数・割合

事故発生月別	R2	R3	R4	R5
発生月	件数	件数	件数	件数
4月	9	8	13	16
5月	5	10	10	12
6月	12	22	19	30
7月	26	40	33	37
8月	10	14	21	15
9月	14	18	16	17
10月	3	17	15	14
11月	16	10	9	12
12月	7	4	4	5
1月	1	5	5	
2月	7	6	8	
3月	6	8	7	
計	116	162	160	158

※R5は令和5年12月31日時点の件数



R2~R5年度

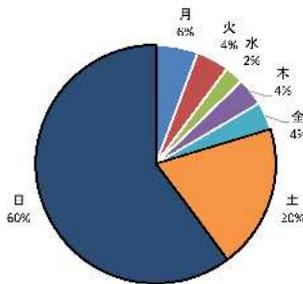
例年、6月から9月にかけて事故の発生が多く、うち、7月が最も多くなっている。

10

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

曜日別及び時刻別の事故発生件数・割合

事故発生曜日別	R5
発生曜日	件数
月	9
火	7
水	4
木	6
金	6
土	31
日	95
不明	0
計	158



事故発生時間帯別	R5
発生時刻	件数
8時以前	21
8時～10時	63
10時～12時	49
12時～13時	0
13時～15時	3
15時～17時	15
17時以降	1
不明	6
計	158



※R5は令和5年12月31日時点の件数

曜日別で見ると、土曜日・日曜日に発生した事故が全体の約8割を占めている。
また、時間帯別で見ると、午前中(8時以前～12時まで)の事故が全体の8割強を占めている。

11

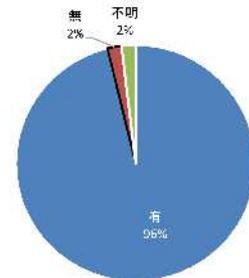
2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

被災者年齢別の事故発生件数・割合／保険加入の有無

被災者年齢別	R5
被災者年齢	件数
40歳未満	8
40歳～49歳	8
50歳～59歳	14
60歳～69歳	45
70歳～79歳	50
80歳以上	6
不明	3
計	134



保険加入の有無	R5
保険加入	件数
有	152
無	3
不明	3
計	158



※R5は令和5年12月31日時点の件数

※「被災者年齢別」のグラフは、車両事故・物損事故(24件)を除く。

被災者の8割近くが60歳以上の高齢者であることから、作業にあたっては、参加者の年齢や体力等を考慮して、無理のない作業計画を立てることが必要。
また、保険未加入であった事故(※)が3件発生している。安心して共同活動に取り組めるよう、可能な限り、傷害保険等に加入すること。(※保険に加入していたものの、保険の適用対象外となった事故を除く。)

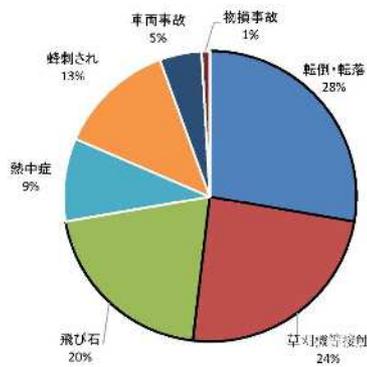
12

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

事故原因別(草刈)の事故発生件数・割合

事故原因別(草刈)	R5
事故要因	件数
転倒・転落	30
草刈機等接触	26
飛び石	22
熱中症	10
蜂刺され	14
車両事故	5
物損事故	1
持病	1
踏み抜き	2
その他	7
計	118

※R5は令和5年12月31日時点の件数



「草刈機等接触」による事故が多発していることから、作業員同士の間隔を確保し、接触事故を防止すること。

また、水路法面など足場が不安定な場所での作業が「転倒・転落」による事故につながっているため、スパイク付きの長靴を履くなどして事故防止に努めること。



草刈中の事故原因としては、「転倒・転落」や「草刈機等接触」によるもののほか、「飛び石」(ただし、物損事故が大半)による事故も多い。

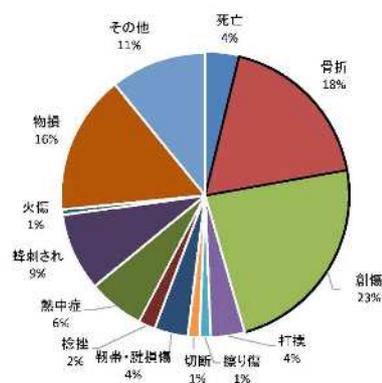
13

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

被災状況別の事故発生件数・割合

被災状況別	R5
被災状況	件数
死亡	6
骨折	29
創傷	37
打撲	6
擦り傷	2
切断	2
靭帯・腱損傷	6
捻挫	3
熱中症	10
蜂刺され	14
火傷	1
物損	25
その他	17
計	158

※R5は令和5年12月31日時点の件数



昨年度に引き続き、熱中症や蜂刺されによる被災が多発している。

今年度は猛暑の影響により、9月中旬にも熱中症による事故報告があった。

高温下での作業では、こまめに水分補給や休憩をとること。



こまめに水分補給と休憩をとる。

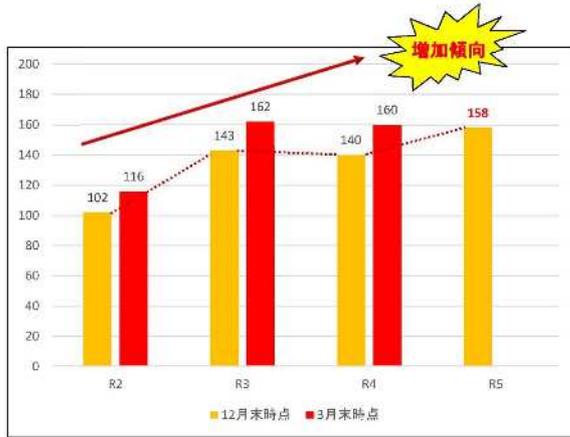
活動中の死亡事故が6件(うち活動に起因するものは3件)発生している。

「転倒・転落」や「草刈機等接触」による事故が多発していることから、「骨折」や「創傷」による被災が多い。共同活動前には安全確認を行い、事故の発生を未然に防止すること。

14

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

各年度毎の事故発生件数の推移



今年度発生した死亡事故を踏まえ、作業は必ず複数名で行うとともに、トラクターなどの農業用機械を運転する際には、シートベルトの着用など安全対策が徹底されるよう、活動組織まで指導徹底をお願いしたい。



事故発生件数は前年同時期より増加しており、今後も安全管理の徹底が求められる状況。

15

2. 多面的機能支払交付金の共同活動に係る安全管理の徹底について

(参考)「共同活動の安全のしおり」抜粋

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック

- 活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。
- 危険な箇所については、テープ等で目印を付したり、作業マップにマーキングしましたか。
- 参加者の年齢、作業の熟練度を考慮して作業計画(分組、配属等)を立てましたか。
- 作業場所の安全な操作方法を書籍しましたか。
- 参加者は全員保険に入りましたか。
- 緊急連絡表を作成しましたか。

当日チェック

- 参加者に危険な箇所の説明をしましたか。
- 道具等を用いる場合、点検は済ませましたか。
- 緊急連絡表の提示や携帯はしましたか。

草刈作業中の留意点

- 防護の確保**
 - 草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴(または安全靴)などを着用しましょう。
- 障害物の除去等**
 - 事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
 - 除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎖等で草刈りしましょう。
 - 草刈りをするために、適切な服装や除虫スプレーを準備し、事前に噴霧された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
 - 刈刃に石や木片があたって飛び散る破片がガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。
- 草刈機の点検・整備**
 - 刈刃のひび割れや欠け等がある場合は、新しい刈刃と交換しましょう。
 - 刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。
- 草刈機の安全な使用**
 - 安全な使用方法を修得した作業員が行いましょう。
 - 火災の恐れがあるため、エンジンを起動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
 - 刈刃に積まった草や異物を取り除く等作業を中断する際はエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してから行いましょう。
 - 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね(チェックバック)には十分注意しましょう。
 - 安全な進め方の確保には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
 - 作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないように行いましょう。
- 作業関係の確保**
 - 複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。
- 休憩の確保**
 - 揺動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
 - 熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。
 - また、必要に応じて検温も行いましょう。
- 草刈作業員への合図**
 - 草刈機は騒音が大きいので、作業員に声をかける際には、筒や笛を用いて遠くから合図をしましょう。

<作業中の服装チェック>

- ヘルメットは被りましたか?
- 長袖、長ズボンは着用しましたか?
- 手袋、長靴等は着用しましたか?
- 防護メガネは着用しましたか?

活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**(急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等)のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配属を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - 最寄りの医療機関(複数)
 - ご家族の連絡先
 - 保険会社
 - 市町村

※データが必要な場合は下記にお問い合わせください。

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会(水土里ネット鹿児島総務部地域支援課)
TEL:099-223-6116

16